

小学校向け

法教育 ニュース

2021年 3月

No. 2

発行：愛知県弁護士会法教育委員会

Web授業を実施しました！

愛知県弁護士会では、毎年夏休みに、「小・中・高生のためのサマースクール」を開催しています。小学生と中高生では参加できる企画は異なりますが、弁護士が作る早押し法律クイズや弁護士とのディベート対決、模擬裁判のほか、本物の裁判官・検察官・弁護士から直接生の話を聞く企画など、様々なメニューを用意しており、毎年、多くの生徒・児童の皆さんに参加してもらっています。

そんな中、令和2年度のサマースクールは、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となってしまいました。しかし、このような状況の中でも、法教育の場を何とか提供したい…！そんな思いを、あおぞら学童保育クラブさんのご協力を得て、Web授業という形で実現いたしました。

そこで、今号では、令和2年8月4日にZoomを利用して開催した小学生向けWeb授業の様子や参加した児童の皆さんの感想などをお届けしたいと思います。

今後の新たな方法での出前授業の可能性を感じることができる内容となっておりますので、ぜひともご覧ください。



特集！Web授業

教材のご紹介

今回のWeb授業では、前号の小学校向け法教育ニュースでご紹介した、童話「アリとキリギリス」を題材とした動画教材を使用しました。この教材は、主権者教育を主眼として、中部弁護士会連合会の法教育委員会において作成されたもので、絶対君主制や直接民主制、選挙権、多数決の限界、基本的人権といったテーマを楽しく、分かりやすく学んでもらうことを目的としています。

Web授業の様子

《ストーリー》

とある「アリの国」では、女王アリ、兵隊アリ、働きアリ、老人アリ、病気アリが暮らしていました。ある冬の日、キリギリスがやってきて「夏の間食糧を集めておかなかったから食べるものがない、分けてくれないか」と言い出しますが…。

《第1問》

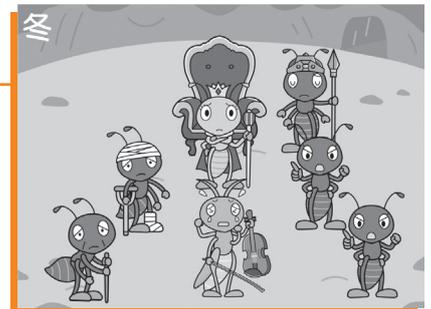
「食べ物を分けてほしい」と訪ねてきたキリギリスに、女王アリは独断で食糧を分け与えることとしましたが、他のアリ達からは異議が出ます。果たして、女王アリが一人でキリギリスに食糧を分け与えると決めたことに問題はなかったのでしょうか？どのような方法で決めれば良かったのでしょうか？というのが第1問です。

参加した児童の皆さんからは、「一人で決めてしまうと、どういう理由でそう決まったのかが他のアリには分からなくなってしまおう」「一人で決めるのではなく多数決で決めるべき」「話し合った上で多数決で決めるのがいい」「働きアリは、決め方に異議があるのであればその場で意見を出すべき」といった多くの意見が出されました。

《第2問》

アリの国では、大事なことは多数決で決めることになったものの、今度は誰が多数決に参加するかで揉めてしまいます。働いていない老人アリや病気アリは、多数決に加わって良いのでしょうか？というのが第2問です。

「老人アリも病気アリも働いていた時期があったはずなので、入れないのは不公平」という意見や「働きアリの絶対数が多く不公平になるので、それぞれの立場から色々な意見を出し合って、代表者を出して多数決をするのがいいのではないか」といった工夫のある意見が出たほか、はじめは「働いているアリだけが意見を言うべき」と考えていたものの、周りの意見を聞いて「昔働いていたアリもいるからみんな参加するべき」という意見に変わった参加者もいました。



参加した皆さんの感想

- みんなの意見を聞いたり、自分で考えたりするのが楽しかった。(6年生)
- 問題に正解がなくて自由に意見を言えてよかった。(6年生)
- たくさんの意見が出て楽しかった。(6年生)
- いろんなことを考えて楽しくできてよかった。(4年生)

まとめ

実際に顔を合わせて議論をする通常のサマースクールとは違い、Web上での開催とはなりましたが、参加した児童の皆さんからはそれぞれの視点から積極的に意見が出され、活発な議論をすることができました。また、弁護士が学校現場へ直接出向くという従来の方法に代わる新たな方法の可能性を感じることができた結果となりました。

愛知県弁護士会では、今後ご要望がありましたら、Webを活用した授業についても検討いたしますので、お気軽にご相談ください！

名古屋土曜学習プログラム～おうちで土曜学習～

愛知県弁護士会では、毎年、名古屋市教育委員会主催の「名古屋土曜学習プログラム」において、『正解が一つではない問題』を弁護士と一緒に考える楽しいプログラムを実施しています。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、残念ながら、愛知県弁護士会が担当するプログラムは中止となってしまいました。

ですが、名古屋市教育委員会生涯学習課のYouTubeチャンネルでは、今後も実施される予定の「名古屋土曜学習プログラム」の魅力をもとめた動画や小学生の皆さんが家庭でできる体験学習のための動画を配信しています。

愛知県弁護士会も上記YouTubeチャンネルにて、PR動画とともに、「学級活動の決め方は多数決で本当にいいのかな？」という動画を配信し、多数決の利点や問題点について考えることを通して、集団でのよりよい意思決定のあり方を考えることができる家庭学習プログラムをお届けしております。

以下のURLまたは二次元バーコードから是非ともご覧ください！

【「名古屋土曜学習プログラム」PR動画】

<https://www.youtube.com/watch?v=MzKrfbg8FJw>

【おうちで土曜学習「学級活動の決め方は多数決で本当にいいのかな？」】

<https://www.youtube.com/watch?v=50PFT5psPCc>



令和2年度の出前授業！

愛知県弁護士会は、県下の小・中学校や高等学校に弁護士を派遣し、法教育に関する授業に積極的に取り組んでいます。本年度は小学校からも多くの申し込みをいただき（23件のうち8件、小学校からの申込数としては過去最多）、新型コロナウイルス感染拡大のため実施を見送らざるを得なかった授業もありましたが、感染対策を行いつつ、小・中・高合わせて13件の授業を実施することができました。

令和3年度も、一人でも多くの生徒・児童の皆さんに出前授業を体験していただけるよう、感染対策を行いながら可能な限り出前授業を実施していきますので、是非ともお気軽にお申込みください！（Webを活用した授業についてもご要望がありましたら検討いたします）

今年はやります!!

愛知県弁護士会小・中・高生のためのサマースクール2021

愛知県弁護士会では以下の日程で「サマースクール」を開催します！

開催方法や企画内容につきましては、現在、Webを活用した方法などを鋭意検討しておりますので、決まり次第、改めて愛知県弁護士会HPなどでご案内申し上げます。

たくさんの中高校生&小学5・6年生の生徒・児童の皆さんが「入学」してくれることを楽しみにしています！

日程：令和3年8月2日（月）、3日（火）、6日（金）

講師派遣の申込方法など愛知県弁護士会の法教育活動のご紹介

愛知県弁護士会HP（<https://www.aiben.jp>）をご覧ください♪

愛知県弁護士会HPトップページ

⇒「愛知県弁護士会とは」

⇒「弁護士会の活動」の中の

「法教育・法曹養成」「法教育委員会」をクリック！

<https://www.aiben.jp/about/katsudou/houkyo/index.html>

各お問合せ・お申込みは **愛知県弁護士会 人権法制係** まで

(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)



サマースクール

毎年夏休みの期間に、小学校高学年から高校生を対象とした「サマースクール」を実施しています。

講師派遣（弁護士による出前授業）

当会が作成した法教育教材を利用した授業をはじめ、ディベート、模擬裁判など、学校からの申込みに応じ、無料で弁護士を派遣しています。

授業で使える教材開発

法教育教材をHPに掲載しています。授業にどうぞご活用ください。

学校評議員の推薦

学校評議員に適した弁護士を推薦しております。

※HPにて学校講師派遣の申込書をダウンロードできます。

また、法教育ニュースのバックナンバーをご覧いただけます。